

昭和三十四年厚生省令第五号

未帰還者に関する特別措置法施行規則

未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）第十六条の規定に基き、未帰還者に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（弔慰料の請求手続）

第一条 未帰還者が死亡したものとみなされる日におけるその者と弔慰料請求者との親族関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類（弔慰料請求者が、未帰還者が死亡したものとみなされる日において、その者と、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様な事情にあつた者であるときは、その事情を認めることができる書類）及び死亡したものとみなされる日以後における弔慰料請求者の親族関係の異動を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本

二 弔慰料請求者が、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族である場合においては、未帰還者が死亡したものとみなされる日ににおいて帰還していたとすれば、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたと認めることができる書類

三 弔慰料請求者が法第五条第一項第一号に掲げる者以外の者であるときは、その者より先順位の者がいないことを認めることができる書類

（弔慰料請求者が法第八条第一項の規定により死亡した弔慰料を受ける権利を有する者の相続人として弔慰料を請求する場合は、第一項の請求書に、前項各号に掲げる書類及び弔慰料請求者が死亡した遺族の相続人であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類を添えなければならぬ。この場合において、前項各号中「弔慰料請求者」とあるのは「死亡した遺族」と読み替えるものとする。

（弔慰料の支給順位の変更の請求手続）

第二条 法第五条第二項の規定により支給順位の変更の請求をしようとする者は、様式第二による弔慰料順位変更請求書に同条同項に掲げる事実を認めることができる書類を添えて、請求者の居住地の都道府県知事に提出しなければならない。（通知）

第三条 都道府県知事は、前二条の請求に対しては、その決定の結果を請求者に通知するものとする。

附 則

この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一〇日厚生省令第二二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年五月一五日厚生省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年四月一日厚生省令第二一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年四月一日厚生省令第二二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年四月一日厚生省令第二三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年四月一日厚生省令第二四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年四月一日厚生省令第二五号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年四月一日厚生省令第二六号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年四月一日厚生省令第二七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二十四日厚生省令第一〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一一年一月一一日厚生省令第六号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一一年三月二六日厚生省令第二七号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」とい

う。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

（施行期日）

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」とい

う。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

（施行期日）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二十五日厚生労働省令第二〇八号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」とい

う。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

（施行期日）

この省令は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和五年一二月二六日厚生労働省令第一六〇号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月六日厚生労働省令第三七号）

（施行期日）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

様式第一

弔慰料請求書			弔慰料順位変更請求書		
氏名及び生年月日	氏名及び生年月日	氏名及び生年月日	氏名及び生年月日	氏名及び生年月日	氏名及び生年月日
（ふりがな） 年　月　日生	（ふりがな） 年　月　日生				
遺族 氏名及び生年月日	除籍時の本籍地	戦時死亡宣告を受けた者との統柄 確定日	終戦時の職業又は身分	終戦時の職業又は身分	
（ふりがな） 年　月　日生	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	
右の者に係る弔慰料を請求します。 令和　年　月　日	請求者　氏名	請求者　氏名	請求者　氏名	請求者　氏名	
都道府県知事　氏名殿					
記載上の注意 「終戦時の職業又は身分」欄は、戦時死亡宣告を受けた者が、未復員者である場合は所屬部隊名及び階級を、未帰還公務員である場合は所屬名及び官等を記載すること。	記載上の注意 「終戦時の職業又は身分」欄は、戦時死亡宣告を受けた者が、未復員者である場合は所屬部隊名及び階級を、未帰還公務員である場合は所屬名及び官等を記載すること。	記載上の注意 「終戦時の職業又は身分」欄は、戦時死亡宣告を受けた者が、未復員者である場合は所屬部隊名及び階級を、未帰還公務員である場合は所屬名及び官等を記載すること。	記載上の注意 「終戦時の職業又は身分」欄は、戦時死亡宣告を受けた者が、未復員者である場合は所屬部隊名及び階級を、未帰還公務員である場合は所屬名及び官等を記載すること。	記載上の注意 「終戦時の職業又は身分」欄は、戦時死亡宣告を受けた者が、未復員者である場合は所屬部隊名及び階級を、未帰還公務員である場合は所屬名及び官等を記載すること。	

様式第二

弔慰料順位変更請求書		
氏名及び生年月日	氏名及び生年月日	氏名及び生年月日
（ふりがな） 年　月　日生	（ふりがな） 年　月　日生	（ふりがな） 年　月　日生
次順位者 氏名	次順位者 氏名	次順位者 氏名
右のとおり弔慰料を受けるべき順位にある者が生死不明ですから、次順位者を弔慰料を受けるべき者とみなだすよう請求します。	右のとおり弔慰料を受けるべき順位にある者が生死不明ですから、次順位者を弔慰料を受けるべき者とみなだすよう請求します。	右のとおり弔慰料を受けるべき順位にある者が生死不明ですから、次順位者を弔慰料を受けるべき者とみなだすよう請求します。
都道府県知事　氏名殿	都道府県知事　氏名殿	都道府県知事　氏名殿
請求者	請求者	請求者
記載上の注意 「終戦時の職業又は身分」欄は、戦時死亡宣告を受けた者が、未復員者である場合は所屬部隊名及び階級を、未帰還公務員である場合は所屬名及び官等を記載すること。	記載上の注意 「終戦時の職業又は身分」欄は、戦時死亡宣告を受けた者が、未復員者である場合は所屬部隊名及び階級を、未帰還公務員である場合は所屬名及び官等を記載すること。	記載上の注意 「終戦時の職業又は身分」欄は、戦時死亡宣告を受けた者が、未復員者である場合は所屬部隊名及び階級を、未帰還公務員である場合は所屬名及び官等を記載すること。